

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成25年11月15日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大出孝幸

記

1. 監査の実施日 平成25年10月4日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）
都賀町地域協議会研究会
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
補助の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

都賀町地域協議会研究会は、都賀地域の地域住民や活動団体の意見を吸い上げ、現地調査・現地確認、他市の先進事例の調査研究、各種研修会への参加による自己研鑽、地域協議会だよりの発行など、地域協議会自らの発案による機動的な調査研究活動等を推進することを目的とした団体である。(平成24年3月22日設立)

都賀町地域協議会研究会では、広報委員会による地域協議会だよりの作成及び発行、各部会(総務教育厚生部会・建設経済部会)の開催、委員会(運営委員会・広報委員会)の開催、視察研修活動、都賀地域選出議員との意見交換会などの調査研究活動を通して、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するとともに、平成24年度においては、都賀西方パーキングエリアへのスマートインターチェンジ新設に関わる利活用計画の策定と要望活動の推進、「つがの里」をはじめとする公共施設への案内看板や説明標識の見直しと充実、通学路の中で特に交通事故等の発生が予想される箇所の歩道整備、市西部の南北に連なる山間地へのウォーキングコースやハイキングコースの整備、環境保全に配慮した下水道整備事業等の推進についての意見書を市長へ提出しており、地域社会における自治意識の醸成に多大な役割を担っている。

(2) 会計経理について

平成24年度における市からの補助金(689,000)円は、都賀地域の特性及び資源を活かしたまちづくりを推進するための調査研究活動等を目的に交付されたもので、確実に受け入れられており、支出についても、その目的に沿って執行されている。

しかし、通常会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日までとなっているが、平成25年3月18日に決算処理を行ったため、事業計画変更の事務処理が必要となり、平成25年3月25日に事業計画変更申請書を提出した。その事業計画変更申請書の変更の内容に変更前689,000円に雑収入1,000円を含んだ変更前交付額690,000円として申請しており、誤った処理を行っていた。

なお、事業計画変更申請をしたため、下記の決算状況となっている。

<平成24年度決算状況>

	変更前交付金額	変更後交付金額
収入	689,000円	304,407円
支出	304,487円	304,407円
差引残額	384,593円	0円

決算時期、事業変更計画申請額の誤りについては、監査において、指導助言を行った。

また、諸帳簿並びに書類は符合しており、おおむね適正に処理されていた。

(3) 指摘要望事項について

都賀地域の課題を選定し、課題に対応した事業を重点的に実施するなど、その事業内容が各地域協議会間の交流等を含め、いろいろなところに波及効果として表れるような事業展開を期待する。

今後とも、市からの補助金を有効に活用され、地域自治の醸成及び住み良いまちづくりの推進に、積極的に取り組んでいただくようお願いものである。

しかしながら、この地域協議会調査研究活動支援事業交付金については、平成23年度に地域協議会の活動経費を予算化するよう地域協議会から意見書が提出されたことにより創設されたものであるが、用途を確認したところ、地域協議会だよりの印刷代が主であったため、一般会計における2款1項7目の都賀地域自治区事業費に予算化して運営できるものと解するので、今後検討していただきたい。

また、都賀地域協議会研究会においては、誤った会計処理があったが、今後は正しい会計処理を行うよう改善していただきたい。

地域まちづくり課においては、補助金の費用対効果を把握するとともに、市民の視点から評価し、所期の目的を達成するための指導助言を適切に行われたい。